

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008長第5号	
事故等名	旅客船れぴーど運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年5月4日 07時16分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保港弁天島灯台から真方位026° 1,970m (北緯33° 09' 42" 東経129° 43' 30" 付近)	
事故等調査の経過	<p>調査の概要:平成20年10月15日 長崎・地方事故調査官が海難報告書を精査、船舶所有会社に損傷状況について照会</p> <p>平成20年7月10日 佐世保港新みなとターミナル棧橋において船体検査</p> <p>平成20年7月18日 機関長に口述聴取、及び同人より、検査法人の鑑定書、各部計測記録、開放時の写真等入手</p> <p>平成20年8月 5日 主機整備後の1航海目の機関長 照会に対する回答</p> <p>平成20年8月 7日 主機整備時の整備責任者兼整備後の試運転機関長に口述聴取</p> <p>平成20年8月19日 機関メーカーに口述聴取</p> <p>平成20年8月21日 主機整備時の整備責任者兼整備後の試運転機関長 照会に対する回答</p> <p>原因関係者からの意見聴取:意見なし</p>	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等 機関	<p>A 旅客船れぴーど・94トン</p> <p>132604</p> <p>西海沿岸商船株式会社</p> <p>V型ディーゼル2機2軸・(735kW 2基)</p>	
乗組員等に関する情報	A船 主機整備時の整備責任者兼整備後の試運転機関長 五級海技士(機関)	
負傷者	A船 負傷者 なし	
損傷	A船 左舷主機3番シリンダクランクピン損傷、右3番クランクピンメタル焼損、左3番クランクピンメタル変形、他シリンダクランクピンメタル擦過傷、主軸受擦過傷、右3番シリンダピストン・シリンダヘッド・排気弁打痕等	
事故等の経過	<p>平成20年4月4日から実施されたドック工事において、定期整備の一環として、左舷側主機が整備済み予備機と取り替えられた。</p> <p>平成20年4月28日、海上試運転を行って5月3日から通常運航に復帰し、翌4日06時50分ごろ、当日の第一便として、5人が乗り組み、旅客18人を乗せ、長崎県肥前大島港を発し、同県佐世保港に向かった。</p> <p>07時16分ごろ、佐世保港入港直前のスタンバイで両舷主機を600m<sup>-1</sup>に減速したとき、左舷主機が突然停止し、再始動を試みたものの始動できないことから右舷主機のみを使用し、07時17分ごろ、同港新みなとターミナル棧橋に着棧した。(整備後の運転時間は約6時間であった。)</p>	
事実を認定した理由	<p>気象・海象の関与</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>左舷側に取り付けられた主機の開放整備において組立時、右3番</p>

	<p>クランクピンボルトを締め付けた際、肌付面に異物を噛み込ませたまま、マークされた位置まで締め込んだことによって締め過ぎとなり、大端部が変形して真円度が不良となって、3番クランクピン及びメタルが損傷した</p> <p>他の損傷については、右3番クランクピン及びメタルが損傷して破片が潤滑油に混入し、各軸受等にそれらが供給されて損傷した</p>
原因	<p>本件運航不能は、左舷側に取り付けられた主機の開放整備において組立時、右3番クランクピンボルトを締め付けた際、肌付面に異物を噛み込ませたまま、マークされた位置まで締め込んだことによって締め過ぎとなり、大端部が変形して真円度が不良となって、3番クランクピン及びメタルが損傷した可能性があると考えられる。</p>